

○横手市週休2日制工事実施要綱

令和6年3月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横手市（以下「発注者」という。）が発注する週休2日制工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態
- (2) 週休2日制工事 週休2日を確保する工事
- (3) 週休2日交替制 対象期間において、工程上の制約がある工事等で現場閉所を行うことが困難な工事について、現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組
- (4) 現場閉所 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等による予定外の現場閉所や巡回パトロール、保守点検などの現場管理上必要な作業を行う場合も含む。）
- (5) 発注者指定型 発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注方式
- (6) 受注者希望型 発注者から週休2日制工事を請け負ったもの（以下「受注者」という。）が、工事着手前に発注者に対して、週休2日又は週休2日交替制に取り組むことを協議したうえで実施する発注方式

(休日)

第3条 受注者は、休日に現場代理人等が作業に従事する場合、当該作業に従事する日（以下「休日作業日」という。）及び休日作業日に替わる現場閉所の日を休日作業日の前日までに監督員に届け出るものとする。

2 発注者は、次に掲げる行為を休日に現場代理人等に行わせることができる。この場合において、当該行為を行った日を休日として取り扱うものとする。

- (1) 工事現場の周辺で発生した災害に対する応急対応
- (2) 工事現場の安全を確認するための巡視活動
- (3) 工事現場の安全を確保するための警備活動
- (4) 作業の緊急性その他のやむを得ない理由により監督職員の指示で行う作業

(対象工事及び発注方式)

第4条 発注者は、別に定める工事を除き、全ての工事を対象に、週休2日制工事により発注すること（発注者指定型）を原則とする。

2 発注者は、週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合、週休2日制工事の指定を解除することができる。

3 受注者希望型による週休2日又は週休2日交替制の取組については、各運用により別に定める。

(工期の変更)

第5条 発注者は、週休2日の達成のみを理由とする工期の変更は行わないものとする。ただし、工程の変更理由が受注者の責に帰することができない場合は、別に定める基準により受注者と協議し、工期を変更するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月30日建第865号 一部改正)

1. この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の横手市週休2日制工事実施要綱の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。
3. 水道工事に関する週休2日制工事実施要綱については、別途定めるものとする。